

狭山市奥富環境センター  
施設整備計画基礎調査業務委託

特記仕様書

## 目 次

第 1 章 共通仕様書 -----	1
1. 業務の目的	1
2. 委託業務の名称	1
3. 委託業務の場所	1
4. 施設概要	1
5. 委託の期間	1
6. 業務項目	1
7. 成果品	2
8. 業務管理	2
9. 資料の貸与	2
10. 法令等の遵守	2
11. 個人情報取り扱い・品質管理等	2
12. 秘密の保持及び中立性	3
13. 関係機関との協議	3
14. 疑義の解釈	3
15. 検査及び引渡し	3
16. 提出書類	3
第 2 章 特記仕様書 -----	4
1. 業務範囲	4
2. 業務内容	4
2. 1 基本的事項の整理	4
2. 2 施設延命化に関する検討	4
2. 3 施設更新に関する検討	5
2. 4 施設整備に関する比較検討	6
2. 5 打合せ協議	6



## 7. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。なお、成果品の作成にあたっては事前に甲の業務担当員と協議するものとする。

- ①検討報告書（A4 くるみ製本） 3部
- ②同概要版 10部
- ③上記の電子データ一式（CD-R など）

## 8. 業務管理

- (1)本業務の受注者（以下「乙」という。）は、円滑な進捗を図るため十分な知識、経験を有する管理技術者を定め各業務を行わせなければならない。なお、管理技術者は、技術士法で定める技術士（衛生工学部門の廃棄物関係）資格を有すること。
- (2)乙は契約後すみやかに業務計画書を作成し、甲に提出して承諾を得なければならない。
- (3)本業務の円滑な推進を図るため、甲及び乙は綿密な連絡を取り打合せ及び協議を行う。打合せ及び協議事項等は全て乙が議事録を作成し、甲に提出するものとする。

## 9. 資料の貸与

甲が所有し本業務の遂行上必要な資料は、所定の手続きによって乙へ貸与するものとする。なお、貸与された資料は甲の請求があったとき、又は業務完了に併せて返却するものとする。

## 10. 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を始めとする関係法令、条例、規則、通知等を遵守しなければならない。

## 11. 個人情報取り扱い・品質管理等

受託者は、個人情報の取扱い、品質管理等の観点より、下記外部機関の認証取得を受けているものとする。なお、受託者は契約後速やかに認証取得を証明する書類（コピー）を提出するものとし、未取得の認証がある場合は業務期間内に取得し、証明書類を提出するものとする。

- ① ISO9001（品質マネジメントシステム）
- ② ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）
- ③ ISO15001（プライバシーマーク）
- ④ ISO14001（環境マネジメントシステム）
- ⑤ レジリエンス認証

## 12. 秘密の保持及び中立性

乙は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。また、甲の許可なしに他の業務等に使用または公表してはならない。なお、コンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。契約期間満了後においても同様とする。

## 13. 関係機関との協議

乙は、本業務の内容について関係機関との協議を必要とするとき、または協議を求められた場合、その対応を行うものとする。なお、関係する官公署に関しても同様とする。

## 14. 疑義の解釈

業務の遂行において本仕様書の内容及び本仕様書に明示されていない事項について疑義が生じた場合は、速やかに甲と協議のうえ、甲の意図を十分理解し業務の遂行に努めなければならない。

## 15. 検査及び引渡し

本業務は、甲の検査合格をもって完了とする。なお、納品後に乙の帰すべき理由による不備または誤りが発見された場合は、責任を持って速やかに訂正しなければならない。

## 16. 提出書類

乙は業務の着手及び完了にあたって、次の書類を甲へ提出しなければならない。

### (1) 業務着手時

- ①業務着手届
- ②管理技術者選任届（経歴書及び資格を証する書類の写しを添付）
- ③業務工程表
- ④その他必要な書類

### (2) 業務完了時

- ①業務完了届
- ②成果品目録
- ③成果品受渡書
- ④請求書
- ⑤その他必要な書類

## 第2章 特記仕様書

### 1. 業務範囲

本業務の作業範囲は次のとおりである。

- ① 基本的事項の整理
- ② 施設延命化に関する検討
- ③ 施設更新に関する検討
- ④ 施設整備に関する比較検討
- ⑥ 打合せ協議

### 2. 業務内容

本業務の内容は次のとおりである。

#### 2.1 基本的事項の整理

##### (1) ごみ処理の現況と将来予測

狭山市一般廃棄物処理基本計画他資料より、狭山市のごみ処理の状況（処理フロー、排出量実績、将来予測等）について整理する。

##### (2) 現有施設の概要

精密機能検査報告書等を踏まえて、奥富環境センターの概要、劣化状況及びごみ処理実績などについて整理する。劣化状況の把握にあたっては現地踏査を行うこと。

##### (3) 周辺広域化の状況

公表資料等を用いて、近隣市のごみ処理の状況、資源化施設の状況、将来整備計画等の状況及び埼玉県の高域化計画、広域化の状況について整理する。

また、本市と近隣市が共同処理を行う場合に必要となる対応、課題等を整理し、共同処理の可能性について検討する。

#### 2.2 施設延命化に関する検討

施設延命化に関する業務内容は次のとおりである。

##### (1) 目標年次の設定

甲のごみ処理に関する計画等をもとに、施設延命化の目標年数を設定する。

##### (2) 延命化対策工事の検討

###### ① 工事対象設備の設定

施設延命化する場合を想定し、精密機能検査結果及びプラントメーカーからの参考技術提案書を徴収し、延命化に向けた改修範囲について検討を行う。

###### ② 工事スケジュールの検討

延命化対策工事のスケジュールを検討する。工事スケジュールの検討にあたっては、ごみの受入停止期間についても検討する。

③ 概算工事費、維持管理費の算出

延命化対策工事の概算工事費及び維持管理費を算出する。

④ 二酸化炭素削減効果の検討

本工事は循環型社会形成推進交付金で実施することを想定している。延命化対策工事による二酸化炭素削減効果を検討する。

⑤ 財源内訳の算出

上記の検討をもとに、財源内訳（交付金・起債・一般財源）を算出する。

(3) 事業スケジュールの検討

前記の検討をもとに、事業の全体スケジュールを検討する。

## 2.3 施設更新に関する検討

施設更新に関する業務内容は次のとおりである。施設更新場所は狭山市奥富環境センター隣接地又は、狭山市奥富環境センター敷地内とし、更新施設が竣工するまでは本施設を稼働し続ける条件とする。

(1) 計画目標年次の設定

施設整備の計画目標年次を設定する。

(2) 施設諸元の設定

甲のごみ処理に関する計画、実績等を参考に、計画ごみ処理量、計画ごみ質、施設規模等を設定する。

(3) 処理方式の検討

① リチウムイオン電池等に起因する火災防止設備設置の検討

② 処理システム及び処理フロー

施設更新の場合の処理方式は現在の奥富環境センターと同等とするが、前記①の検討結果を反映するものとして、必要な施設の基本処理システム、基本処理フローを検討する。

(4) 必要敷地面積の検討

(3) で検討した処理方式の更新施設について、整備に必要となる敷地面積を検討する。

(5) 概算工事費の検討

① 概算工事費及び維持管理費の検討

概算工事費及び維持管理費を検討する。

② 財源内訳の算出

概算工事費の検討をもとに、財源内訳（交付金・起債・一般財源）を算出する。

(6) 事業スケジュールの検討

施設更新の事業スケジュールを検討する。

## 2. 4 施設整備に関する比較検討

施設整備に関する比較検討に係る業務内容は次のとおりである。

### (1) 検討期間の設定

施設を延命化する場合と更新する場合の比較検討にあたり、比較検討の対象期間を設定する。

### (2) ライフサイクルコストの検討

施設を延命化する場合と更新する場合のライフサイクルコストの比較を行う。収集運搬費については、施設更新時の建設場所が未定であるため、現状の施設位置を標準とし、検討対象外とする。

### (3) 比較検討資料の作成

(1) 及び (2) の結果を踏まえ、甲が施設を延命化する場合と更新する場合の比較を行うための資料を作成する。

## 2. 5 打合せ協議

甲との打合せ協議は以下を基本とし、これらの他に打合せ協議の必要が生じた場合は適宜対応するものとする。

- (1) 初回打合せ
- (2) 中間打合せ (3 回程度、現地踏査を含む)
- (3) 最終打合せ・成果品提出